

平成29年（ワ）第164号、平成30年（ワ）第55号 損害賠償請求事件

原告 林 修 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面（104）

南相馬市小高区の状況等

令和5年9月29日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士	田 中 清
同	金 山 伸 宏
同	中 嶋 乃 扶 子
同	小 谷 健 太 郎
同	川 見 唯 史
被告訴訟復代理人 弁護士	岡 野 真 之
同	三 森 健 司
同	堀 尾 拓 未
同	金 川 素 大
	外



目次

第1 本件事故前の南相馬市の状況	4
1 地理的概況等	4
2 本件事故前の人口推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）	5
3 本件事故前の産業構造等	6
(1) 農業.....	8
(2) 卸売・小売業.....	13
(3) 製造業.....	15
4 財政状況	17
第2 南相馬市における地震・津波による甚大な被害について	17
第3 避難指示解除後、現在に至るまでの小高区の状況	20
1 政府による避難指示の状況	20
2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況.....	21
3 帰還状況等	25
4 現在の小高区の状況	28
(1) 生活インフラ等.....	28
(2) 営農の状況.....	30
(3) 産業団地.....	33
(4) 教育施設.....	33
(5) その他の商業・交流施設	34
(6) 小高区内の市民活動・交流の状況等	36
第4 緊急時避難準備区域指定解除後から、現在に至るまでの原町区の状況.....	38
1 政府による避難指示の状況	38
2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況.....	39
3 人口の推移	39
4 現在の原町区の状況	40

（１）生活インフラ等.....	40
（２）営農の状況.....	44
（３）産業団地.....	45
（４）教育施設.....	45
（５）その他の商業・交流施設.....	47
（６）原町区内の市民活動・交流の状況等.....	50
第５ 結語	52

第1 本件事故前の南相馬市の状況

1 地理的概況等

福島県南相馬市は、本件原発の北西約10～40キロメートル、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に囲まれた、「浜通り」の北部に位置し、平成18年1月1日、旧小高町、旧鹿島町、旧原町市の1市2町が合併し、誕生した自治体であり、南相馬市は小高区、鹿島区、原町区の三地域自治区に分かれる（乙B819、乙B820・1～2頁）。その周囲は、相馬市、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町に囲まれている（【図1】¹⁾）。

南相馬市を通過する主要な幹線道路は、常磐自動車道、国道6号、114号であり、自動車を利用した場合の所要時間は、仙台市から約1時間15分、福島市から約1時間15分である。また、南相馬市には、JR常磐線の新原駅が存在し、東京駅からの所要時間は約3時間半である（乙B821）。



【図1】福島県内の地理的概況

¹⁾ 出典：福島県HP (<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/koho-chizu.html>)

2 本件事故前の人口推移・構成等（過疎化及び高齢化の進行）

南相馬市の人口は、昭和25年にピークを迎え、8万0004人²（国勢調査より、以下同じ。）が居住していたが、その後減少傾向を示し、昭和50年～平成9年にかけて回復したものの、その後再び減少傾向となり、平成22年においては7万0878人となった。また、平成12年から平成22年までの人口の増減率は、福島県全体でマイナス4.6%であるのに対し、南相馬市ではこれを上回るマイナス5.8%となっており、著しい人口減少傾向がみられていた。

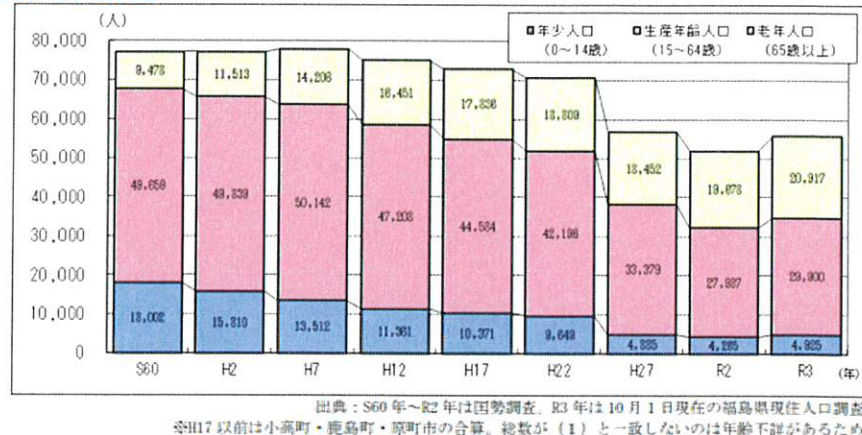
また、年齢区分で見ても、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は本件事故前から一貫して減少傾向を辿る一方で、老年人口（65歳以上）は増加し続け、平成7年（1995年）には老年人口が年少人口を上回り、本件事故前の平成22年時点で、総人口に占める老年人口の割合は、福島県全体の25.0%を上回る26.6%に達していた。（以上、【図2】、乙B820・5頁、乙B588、乙B245・2頁）



【図2】南相馬市における総人口と世帯数の推移（国勢調査調べ）

² 原町、太田村、大甕村、高平村、小高町、鹿島町を含む現在の南相馬市の町域での総人口である（乙B820・1～2頁、乙B588）。

(3) 年齢別人口



【図3】南相馬市における年齢別人口の推移

以上のとおり、南相馬市においては、本件事故以前から、人口減少と少子高齢化が同時に顕在化していた。

3 本件事故前の産業構造等

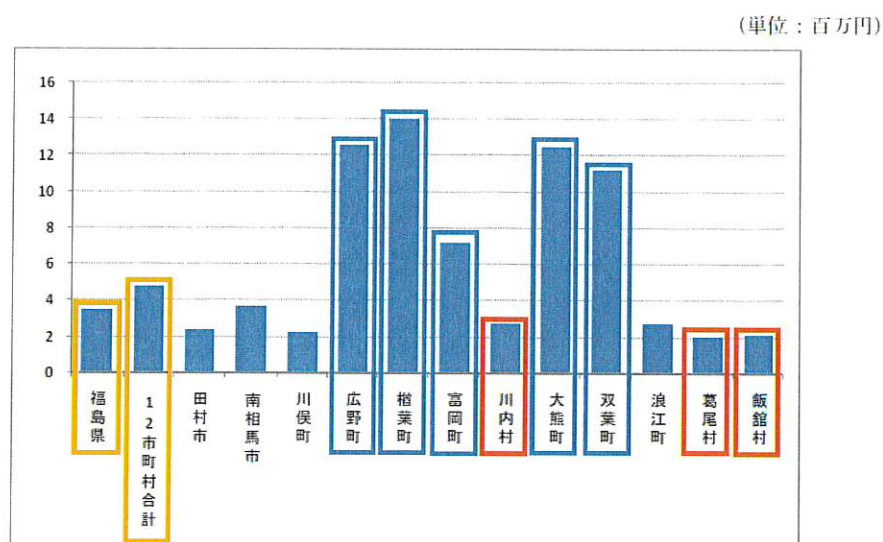
本件事故前において、南相馬市では、福島県全体と比較して、就業構造については第一次産業及び第二次産業の構成比がやや高い一方、域内総生産に占める第二次産業の構成比は県平均を10%ほど下回っている。

また、福島県内で避難指示が出された12市町村（南相馬市を含む。以下「12市町村」という。）と比較すると、就業構造において第一次産業及び第二次産業が占める割合は12市町村平均を若干下回り、域内総生産に占める第一次産業の割合は同等、第二次産業の割合は南相馬市が若干上回る状況となっている。

平成21年の南相馬市の市民一人当たりの総生産は福島県全体とは同程度で12市町村の平均を下回っていた（【図4】³）。また、市民所得は福島県全体の平均

³ 出典：乙B245・8頁「(3) 1人当たり総生産」

及び他の12市町村の平均をやや下回る状況にあった（【図5】⁴）。（以上、乙B
245・6～9頁）



【図4】一人当たり総生産

⁴ 出典：乙B245・9頁「(4) 1人当たり市町村民所得」

	一人当たり 町村民所得(千円)	県を 100 とした 所得水準
福島県	2,501	100.0
12 市町村合計	2,617	104.6
田村市	1,919	76.8
南相馬市	2,447	97.8
川俣町	1,879	75.2
広野町	4,230	169.1
楢葉町	4,229	169.1
富岡町	3,574	142.9
川内村	1,874	74.9
大熊町	4,406	176.2
双葉町	4,062	162.4
浪江町	2,427	97.1
葛尾村	1,588	63.5
飯舘村	1,568	62.7

【図 5】一人当たり市町村民所得

なお、以下では、南相馬市における本件事故前の産業構造等について詳説するが、場合により、小高区と原町区とで分けて論じることがある。

(1) 農業

農業は、南相馬市の基幹産業の一つであり、稲作単一経営が群を抜いて多く、平成 22 年時点では販売があった農家の約 80% を占めていた（乙 B 8 2 2・1 頁、16 頁、乙 B 8 2 3・6 頁）。

この点、南相馬市においては、平成 22 年時点で、基幹的農業従事者が 2891 名いたところ、そのうち 60 歳以上が 2250 名（約 78%）を占める一方で、15～29 歳の者は 19 名（約 1%）、30～44 歳の者は 101 名（約 3%）しかおらず、若手・現役世代といえる 15～44 歳の基幹的農業従事者数は全基幹的農業従事者の約 4% にとどまっており（乙 B 8 2 2）、担い手が高齢世代で

あることが顕著な特徴となっていた。

また、農業人口全体としてみても、南相馬市における農家数は平成２年時点では５５２８戸あったところ、平成２２年時点では３９６９戸にまで減少しており、本件事故以前の２０年間でも約３０％減少するなど、農業従事者の規模自体も年々減少していた（乙Ｂ８２３・６頁）。

ア 小高区の農業

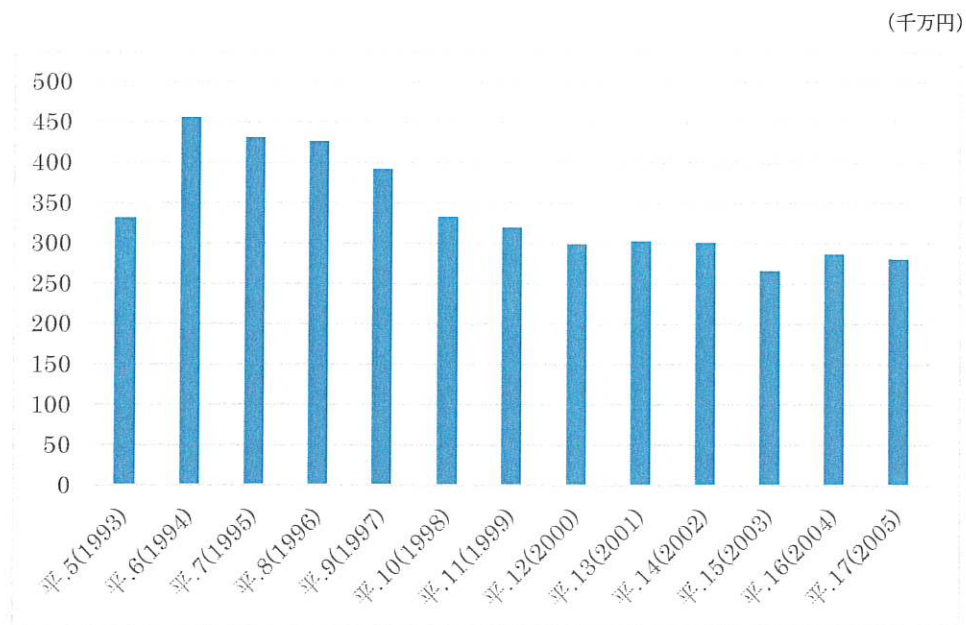
小高区（旧小高町）の農業産出額^５を見ると、耕種合計や、そのうちの主要農産物である米だけをみても、以下のとおり本件事故前の平成８年頃からの減少傾向が確認でき、特に米は平成６年から平成１７年にかけて半分近くまで減少しており（【図６】^６、【図７】^７、乙Ｂ８２４。なお、平成５年は記録的な冷夏のため米の生産量が著しく減少した。）、畜産についても多少増減はあるものの、平成７年頃をピークとして減少傾向にあったことがうかがわれる（【図８】^８、乙Ｂ８２４）。加えて、小高区の農業は、南相馬市全体に共通する問題として、本件事故前から担い手の高齢化という問題も抱えていた（乙Ｂ８２２・１３頁）。

^５ 農林水産省「生産農業所得統計」上、農業産出額は「耕種」（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果実、花き、工芸農作物、種苗・苗木類・その他）、「畜産」（肉用牛、乳用牛、豚、鶏、その他畜産物）及び「加工農産物」に分類される。

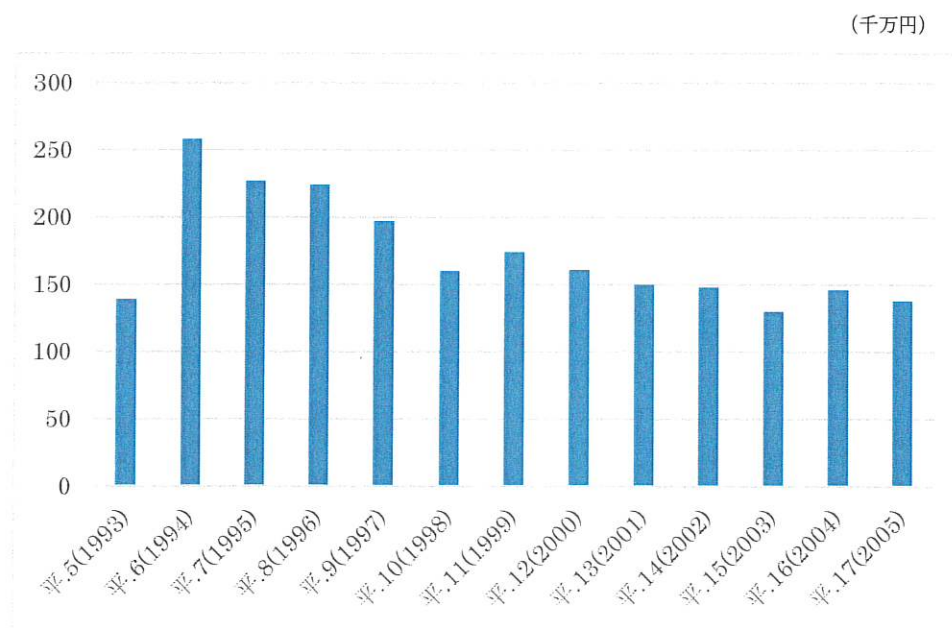
^６ 乙Ｂ８２４・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

^７ 乙Ｂ８２４・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

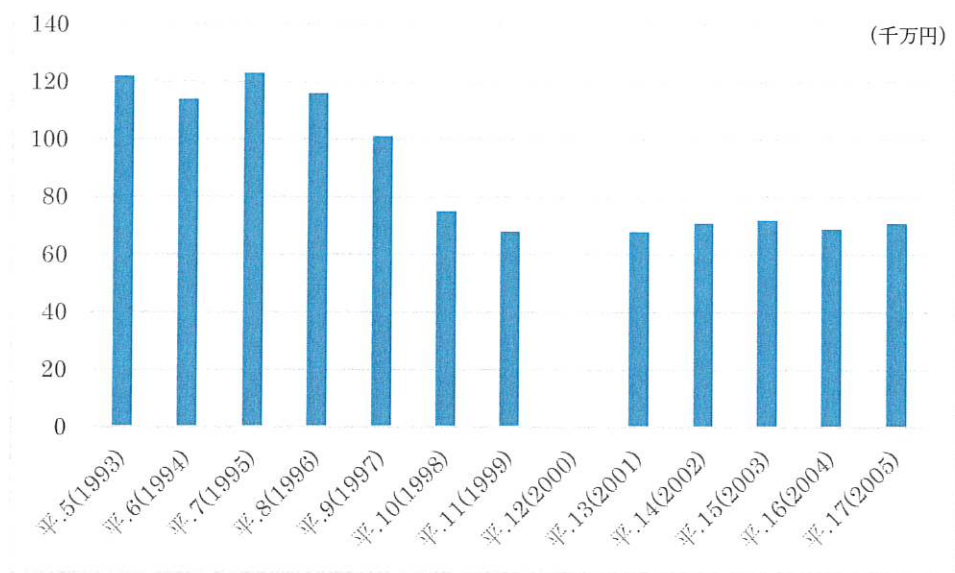
^８ 乙Ｂ８２４・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。なお、平成１２年は、該当するデータがないため、０千万円として作成。



【図6】小高区における農業産出額（全耕種）の推移



【図7】小高区における農業産出額（米）の推移



【図8】小高区における農業産出額（畜産）の推移

イ 原町区の農業

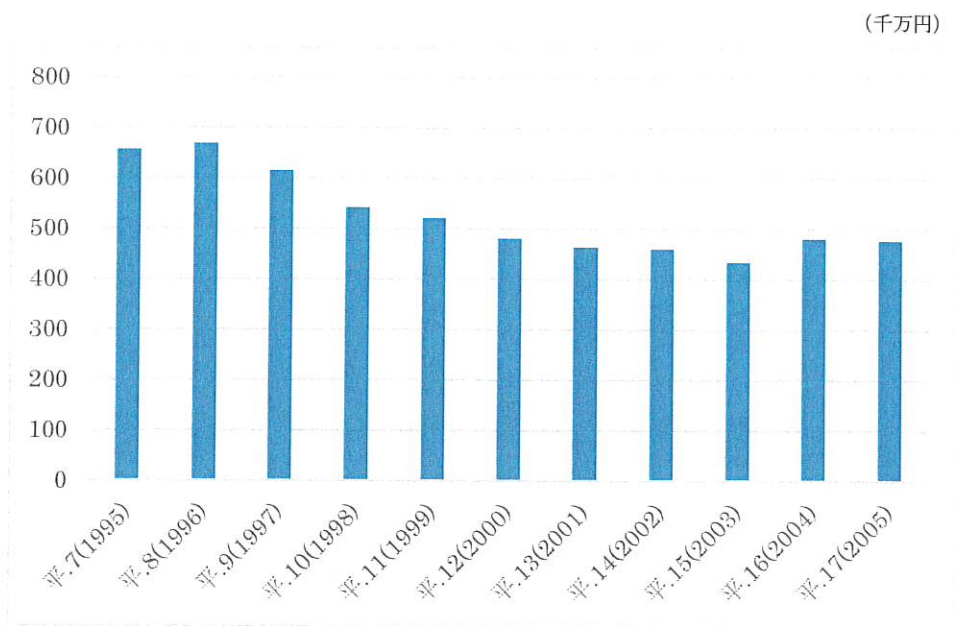
原町区（旧原町市）の農業産出額⁹を見ると、耕種合計や、そのうちの主要農産物である米だけをみても、以下のとおり本件事故前の平成8年頃から減少傾向が確認でき、特に米は平成6年から平成15年にかけて半分近くまで減少しており（【図9】¹⁰、【図10】¹¹、乙B825）、畜産についても多少増減はあるものの、平成7年頃をピークとして減少傾向にあったことがうかがわれる（【図11】¹²、乙B825）。加えて、原町区の農業は、南相馬市全体に共通する問題として、本件事故前から担い手の高齢化という問題も抱えていた（乙B822・13頁）。

⁹ 農林水産省「生産農業所得統計」上、農業産出額は「耕種」（米、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果実、花き、工芸農作物、種苗・苗木類・その他）、「畜産」（肉用牛、乳用牛、豚、鶏、その他畜産物）及び「加工農産物」に分類される。

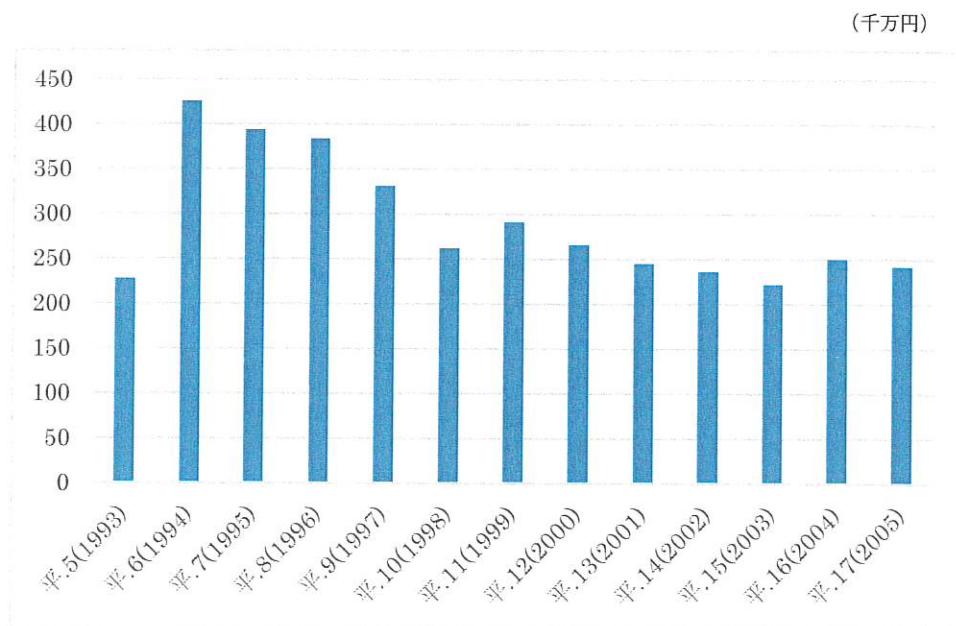
¹⁰ 乙B825・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

¹¹ 乙B825・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

¹² 乙B825・農林水産省「生産農業所得統計」より作成。なお、平成13年は、該当するデータがないため、0千円として作成。

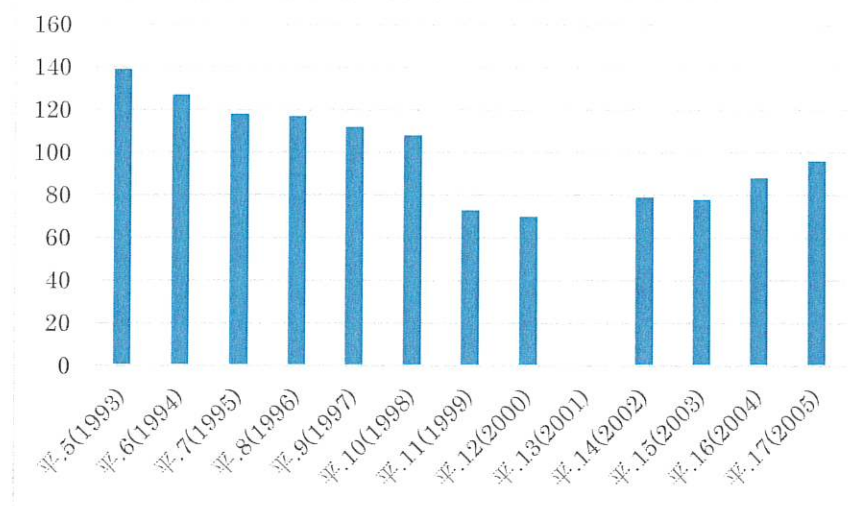


【図 9】 原町区における農業産出額（全耕種）の推移



【図 10】 原町区における農業産出額（米）の推移

(千万円)



【図 1 1】原町区における農業産出額（畜産）の推移

(2) 卸売・小売業

南相馬市には、本件事故前の平成 19 年時点で卸売業の事業所が 163 箇所、小売業の事業所が 785 箇所あり、卸売・小売に係る年間商品販売額は 12 市町村中 1 番目の規模であった（【図 1 2】¹³、乙 B 2 4 5・9 頁）。

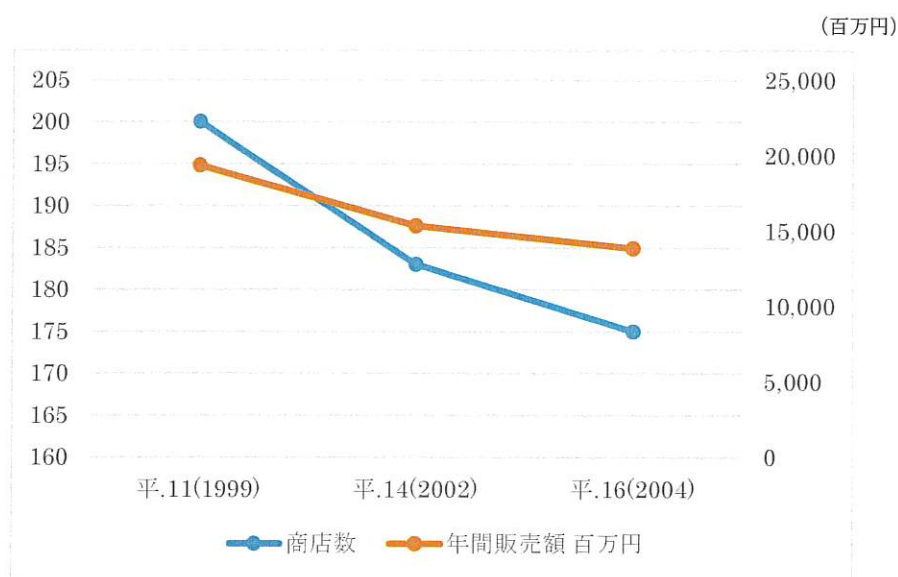
	卸売・小売業計		卸売業		小売業		
	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (㎡)
福島県	26,124	4,670,152	4,869	2,631,244	21,255	2,038,908	2,747,602
12 市町村合計	2,723	263,958	372	91,492	2,351	169,608	256,050
田村市	590	43,568	66	13,560	524	30,009	43,757
南相馬市	948	122,164	163	53,031	785	69,134	101,566
川俣町	222	16,714	30	4,189	192	12,525	28,336
広野町	61	2,940	8	561	53	2,379	3,279
楢葉町	76	4,685	3	564	73	4,121	3,809
富岡町	209	24,382	33	6,373	176	18,009	24,937
川内村	41	807	1	X	40	X	1,363
大熊町	106	10,645	9	2,884	97	7,761	6,886
双葉町	94	6,347	9	1,870	85	4,477	6,631
浪江町	304	29,204	45	8,412	259	20,792	31,429
葛尾村	18	450	3	48	15	401	827
飯舘村	54	2,052	2	X	52	X	3,230

【図 1 2】卸売・小売事業所数・年間商品販売額

¹³ 出典：乙 B 2 4 5・9 頁「(5) 卸売・小売業」

ア 小高区の卸・小売業

小高区における卸売・小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移は以下のとおりであり、いずれも平成１１年から減少傾向にあったことが確認できる（【図１３】¹⁴、乙Ｂ５９３～乙Ｂ５９５）。



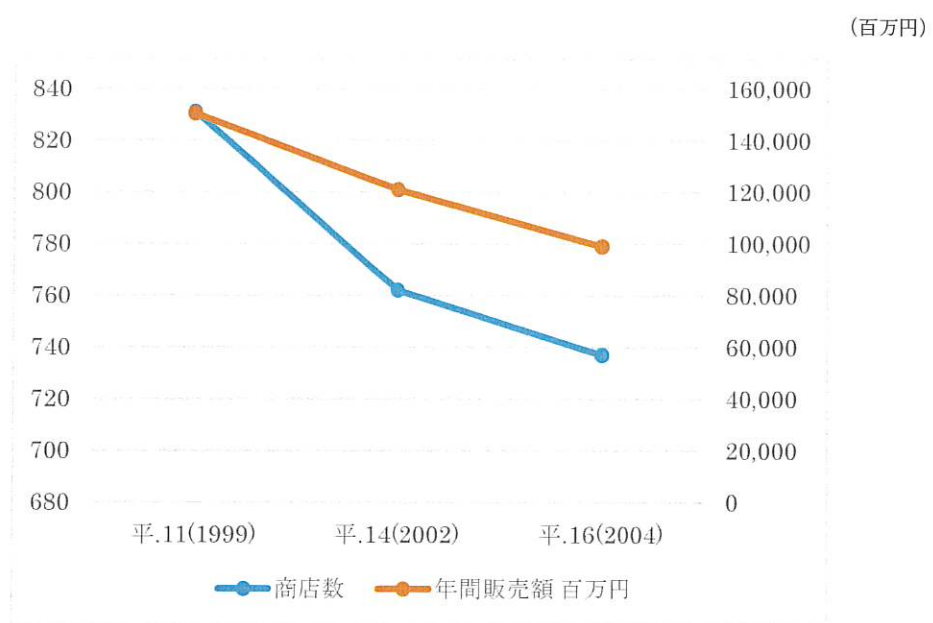
【図１３】小高区における卸売・小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移

イ 原町区の卸・小売業

次に、原町区における卸売・小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移は以下のとおりであり、いずれも平成１１年から減少傾向にあったことが確認できる（【図１４】¹⁵、乙Ｂ５９７～乙Ｂ５９９）。

¹⁴ 乙Ｂ５９３～乙Ｂ５９５・経済産業省「商業統計」より作成。

¹⁵ 乙Ｂ５９７～乙Ｂ５９９・経済産業省「商業統計」より作成。



【図 1 4】 原町区における卸売・小売業の事業所数及び年間商品販売額の推移

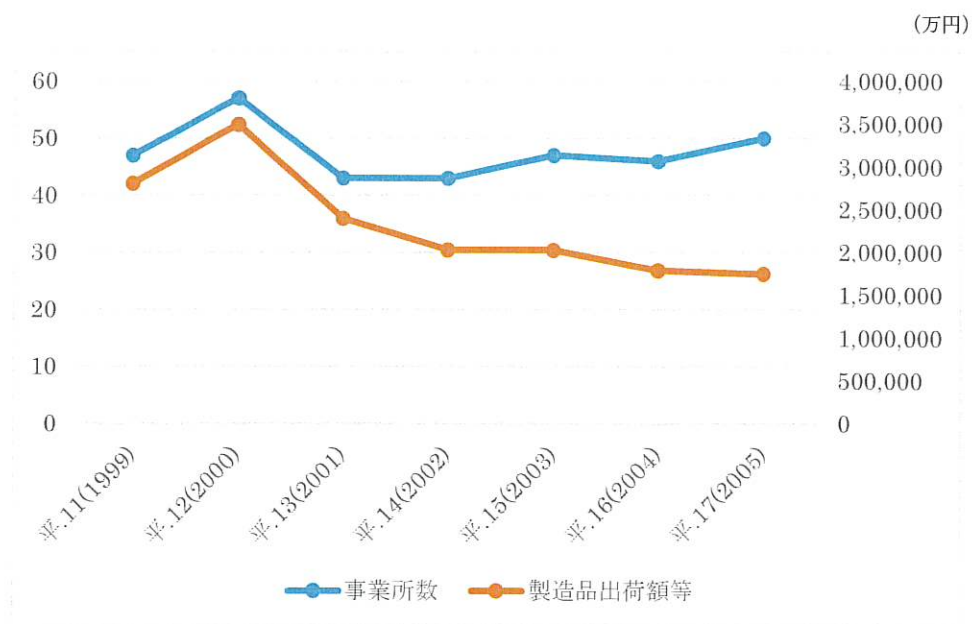
(3) 製造業

南相馬市では、平成 22 年時点で製造業に従事する者が就業者全体の 20.9%を占め、製造業が域内総生産の 11.6%を占めていた（以上、乙 B 2 4 5・6～7 頁）。

ア 小高区の製造業

小高区の製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移を見ると、以下のとおり、製造品出荷額等については本件事故前から減少傾向にあったことが確認でき、また、事業所数についても、増減はあるものの、ピーク時の平成 12 年以降、継続して同年の数値を下回る状況が続いていたことが確認できる（【図 1 5】¹⁶、乙 B 6 0 9～乙 B 6 1 3）。

¹⁶ 乙 B 6 0 9～乙 B 6 1 3・経済産業省「工業統計表」より作成。

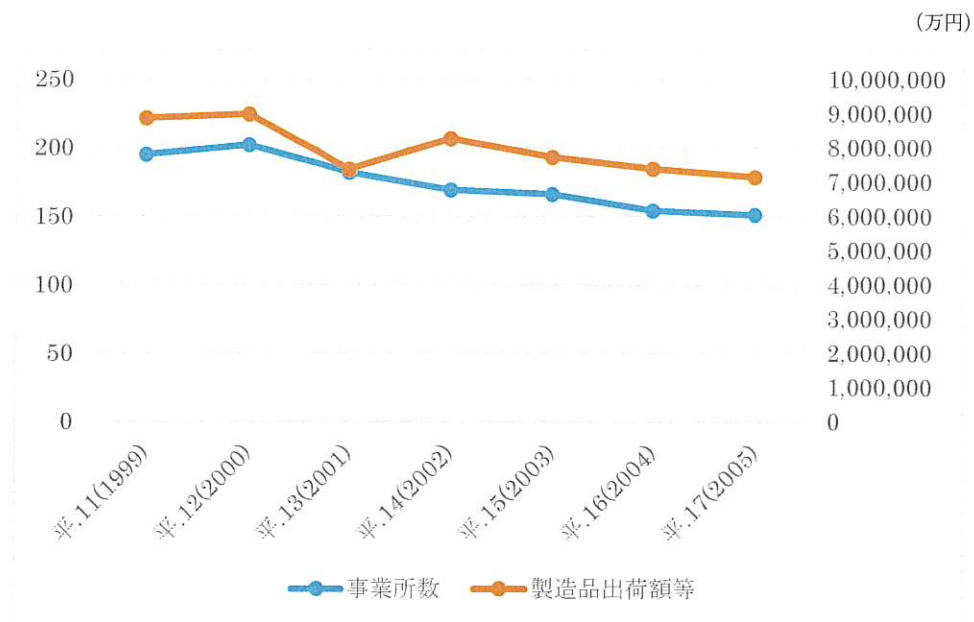


【図15】小高区における製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移

イ 原町区の製造業

原町区の製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移を見ると、以下のとおり、製造品出荷額等、事業所数のいずれについても本件事故前から漸減傾向にあったことが確認できる（【図16】¹⁷、乙B609～乙B613）。

¹⁷ 乙B609～乙B613・経済産業省「工業統計表」より作成。



【図16】原町区における製造業の事業所数及び製造品出荷額等の推移

4 財政状況

南相馬市における平成21年度の財政状況は、経常収支比率（財政構造の弾力性を表す指標で、この比率が高いほど投資的経費等の臨時的経費に使用できる一般財源が少なく、財政構造が弾力性を失っていることを示している。）が90.2%となっており、財政構造の「弾力性を失いつつある」水準とされる80%を上回っていた。

また、財政力指数（地方公共団体の財政力の強弱を示す指数）は0.65となっており、財政に余裕があるとされる1を大きく下回っていた（以上、乙B245・12頁）。

第2 南相馬市における地震・津波による甚大な被害について

南相馬市においては、平成23年3月11日に発生した本件地震及びその後の大規模な余震により、小高区、鹿島区、原町区高見町において震度6弱、原町区のその他の地域で震度5強の揺れが観測された。本件地震の余震は、本件地震の震源域

近くのマグニチュード7以上のものだけでも、同日マグニチュード7.4、同日マグニチュード7.6、同年4月7日マグニチュード7.2、同月11日マグニチュード7.0の余震が発生し、南相馬市原町区三島町の観測点において観測された震度4以上の余震は平成23年中に13回に上った（乙B804・8～10頁）。

そして、本件地震によって引き起こされた津波は、南相馬市に最も近い相馬の観測点において最大9.3メートル以上を観測し、被害面積は、南相馬市全体で40.8平方キロメートルと市域の約10%を占め、小高区では合計10.5平方キロメートル、原町区では合計14.5平方キロメートルにも及んだ（乙B804・13頁）。

南相馬市は、地震及び津波の甚大な被害を受け、小高区では、所在不明者（死亡者を含む。）が424名にも上った（乙B804・39頁）。また、建物被害については、小高区では全3771世帯中、全壊が360世帯、大規模半壊が52世帯、半壊が326世帯、一部損壊が518世帯だった（乙B804・53頁）。

一方、原町区では所在不明者（死亡者を含む。）が1183名にも上った（乙B804・39頁）。また、建物被害については、原町区では全1万6667世帯中、全壊が439世帯、大規模半壊が46世帯、半壊が129世帯、一部損壊が1297世帯となり、南相馬市全体では、地震・津波で被害を受けた住家は、全世帯の約18%にも及んだ（乙B804・53頁）。東日本大震災後、津波被害の大きかった地域は災害危険区域に指定され、現在に至るまで住宅や宿泊を伴う施設の建築が制限されており（乙B826）、当該区域に居住していた住民については本件事故の有無にかかわらずいずれにせよ他所への移住を強いられる状況にあった。

【本件地震及び本件津波の状況（乙Ｂ８０４・１３頁）】

3月11日撮影



南相馬警察署屋上から撮影



原町区萱浜



原町区高平

3月12日撮影



小高区女場



小高区岡田



小高区大井

ライフライン等について見ると、上下水道が南相馬市内全域で断水となり、津波被災地を除く地域に限っても給水がほぼ可能になるのは平成23年4月25日まで要し、携帯電話・固定電話とも繋がらない状況であった（乙Ｂ８０４・４３頁）。さらに、インフラの状況としては、市内の道路は幹線道路である国道6号が通行不能となり、県道・市道も津波到達エリア内では壊滅的被害を受け、内陸部においても通行障害が生じた路線が数多くあった（乙Ｂ８０４・４４頁）。

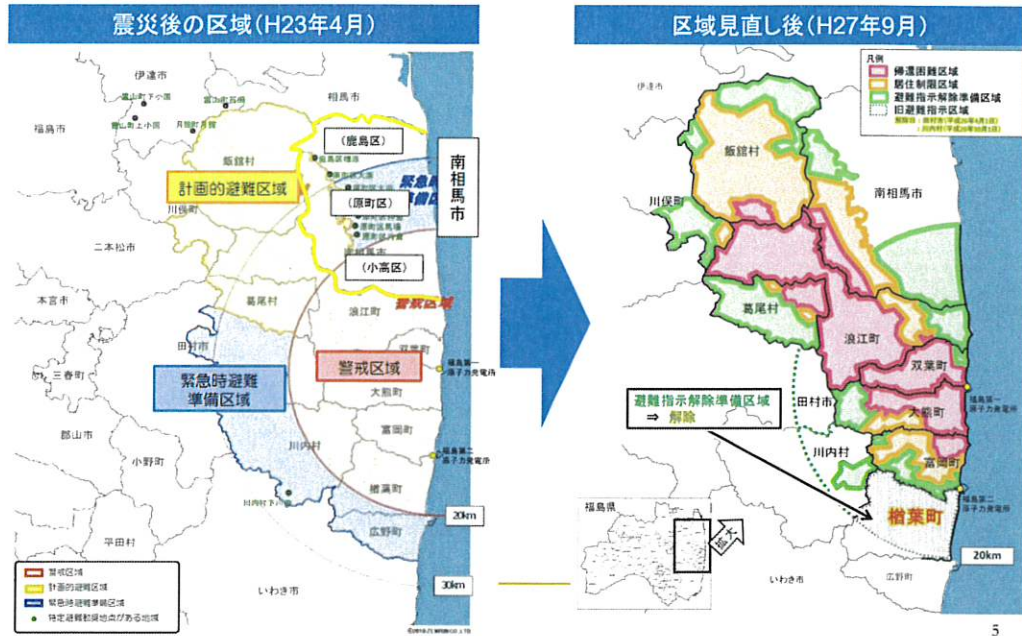
田畑についても本件津波による甚大な被害を受けた。具体的には、南相馬市においては、40.8キロ平方メートル（4080ヘクタール）が本件津波による被害を受け（乙Ｂ８０４・１３頁）、8400ヘクタールあった耕地の32.4%に相当する2722ヘクタール（うち田耕地2642ヘクタール、畑耕地80ヘクタール）が本件津波により浸水し、地域一帯に押し流された建物の瓦礫などの漂流物が山積し、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防等も機能しなくなり、もともと地盤が低いことも要因となり、長期にわたって水が引かない状況が続いた（乙Ｂ８０４・５１頁）。

第3 避難指示解除後、現在に至るまでの小高区の状況

1 政府による避難指示の状況

小高区においては、本件事故後の平成23年3月12日に、本件原発の半径20キロメートル圏内に避難指示が出され（乙B14）、同年4月22日に本件原発の半径20キロメートル圏内が警戒区域に、半径20キロメートル以遠が計画的避難区域に指定された（乙B17、乙B18、乙B586）。その後、平成24年4月16日に、避難指示区域の見直しにより、南相馬市小高区は、居住制限区域（大字神山のうちの鯖沢、蛇クキ、松ヶ沢、大字大田和のうちの白根、中ノ内、南川原、中里、大字川房の全部、大字金谷のうちの西田、柳迫、神田、南釘野、北釘野、下釘野、西、南、北、上、鼠内、向田、東川原、西内、大字大富のうちの蛇バミ）、帰還困難区域（大字金谷のうちの小畑、ドウケ、出戸間船、野中）及び避難指示解除準備区域（左記以外の全区域）の3区域に再編されたが（乙B827）、平成28年7月12日に帰還困難区域を除いて区域指定は解除された（乙B828）。

震災後の南相馬市の区域の見直し



【図 17】避難指示区域の変遷

なお、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、政府による避難指示の解除（避難指示解除準備区域の指定の解除）の要件は、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている（乙B112）。

2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況

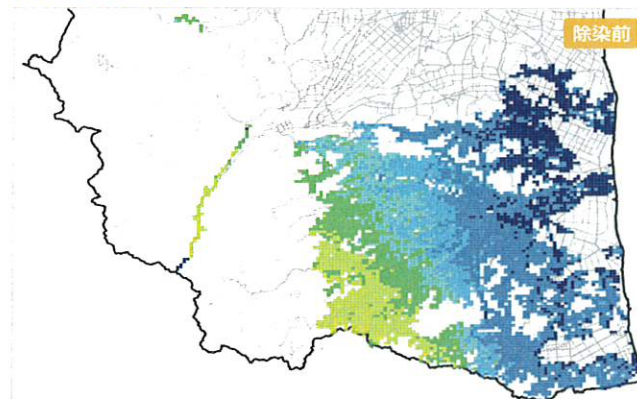
南相馬市の避難指示区域内の区域は、国直轄による除染の対象区域となっているところ（乙B583参照）、国による除染実施計画に基づく面的除染は平成29年3月末までに完了している（乙B583）。

除染の前後を通じた空間線量の推移は下記のメッシュマップのとおりであり、南

相馬市では、かかる面的除染の実施により、事後モニタリング測定時期（平成29年5月～同年12月）には、多くの地点で毎時0.5マイクロシーベルトを下回る状況になっていることが確認できる（【図18】～【図20】¹⁸、乙B829～乙B831）。

¹⁸ 出典：環境省HP（<http://josen.env.go.jp/area/details/minamisouma.html>）。なお、これらのメッシュマップについては、青色が濃いほど空間線量が低くなっている。

空間線量率1m メッシュマップ



凡例

空間線量率100cm平均値 ($\mu\text{Sv/h}$)



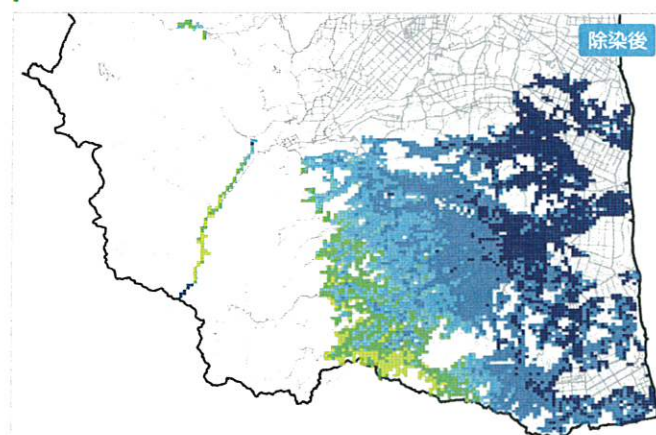
スライダーを動かすと除染前後のメッシュマップを切替えられます。



- 除染前測定時期：2012年5月～2016年3月
- 除染後測定時期：2012年9月～2016年3月
- 事後モニタリング測定時期：2017年5月～2017年12月

【図18】メッシュマップ・除染前

空間線量率1m メッシュマップ



凡例

空間線量率100cm平均値 ($\mu\text{Sv/h}$)



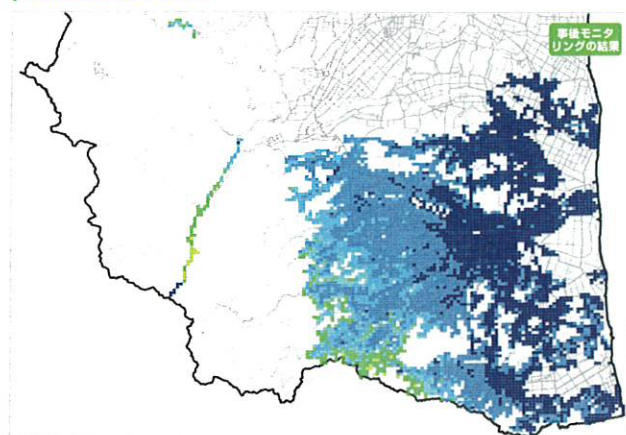
スライダーを動かすと除染前後のメッシュマップを切替えられます。



- 除染前測定時期：2012年5月～2016年3月
- 除染後測定時期：2012年9月～2016年3月
- 事後モニタリング測定時期：2017年5月～2017年12月

【図19】メッシュマップ・除染後

空間線量率1m メッシュマップ



凡例

空間線量率100cm平均値 ($\mu\text{Sv/h}$)

- 0.23以下
- 0.23より大きい0.5以下
- 0.5より大きい0.75以下
- 0.75より大きい1.0以下
- 1.0より大きい1.9以下
- 1.9より大きい3.8以下
- 3.8より大きい5.7以下
- 5.7より大きい9.5以下
- 9.5より大きい19以下
- 19より大きい

スライダーを動かすと除染前後のメッシュマップを切替えます。



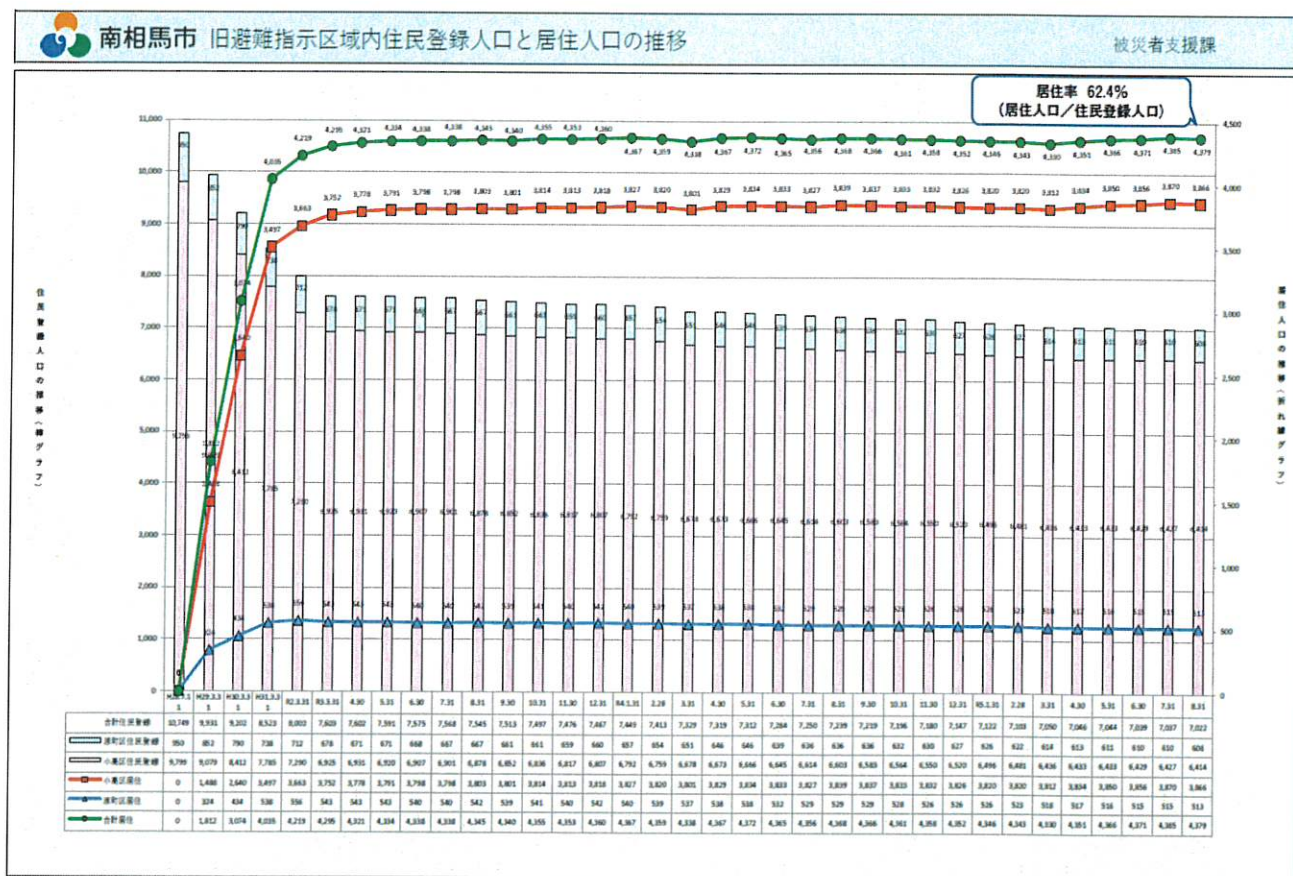
- 除染前測定時期：2012年5月～2016年3月
- 除染後測定時期：2012年9月～2016年3月
- 事後モニタリング測定時期：2017年5月～2017年12月

【図20】メッシュマップ・事後モニタリング時

3 帰還状況等

平成23年3月1日時点における小高区の人口は1万2840人、世帯数は3791世帯とされている（乙B832）。

一方、平成２８年７月１２日に避難指示が解除された後の旧避難指示区域内における小高区の居住人口及び居住世帯数は、以下のグラフ（赤線部分）のとおり推移しており、令和５年８月末日時点で居住人口が３８６６人、居住世帯数が１７６０世帯となっている。（以上、【図２１】、乙Ｂ８３２～乙Ｂ８３９）。



【図 21】 居住人口・居住世帯数の推移（出典：乙B840）

上記グラフのとおり、避難指示解除直後の平成28年7月31日時点では310人の住民が居住しており、その後の平成29年7月31日には2084人、平成30年7月31日には2875人、令和元年7月31日時点では3606人の住民が居住しており、令和5年8月31日時点で3866人（本件事故時の人口（1万2

840人)の約30.1%に相当する。)の住民が居住している。

この点、平成31年3月には居住人口が3000人台まで回復し、同時点では居住人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は6割弱だったが、令和4年6月末時点では5割弱に下がっており、これは子育て世代の帰還が進んだことに加え、区域外からの移住者増が背景にあるとされている(乙B841)。

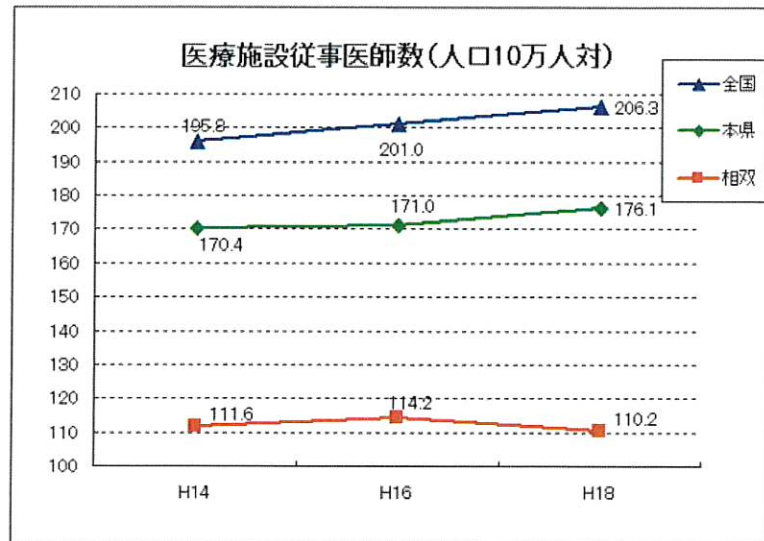
一方、本件事故時に南相馬市に居住していた住民に対する帰還の意向等の調査の結果をまとめた「南相馬市住民意向調査報告書」のうち、直近の令和5年3月時点における報告書(乙B842)によると、調査時点において「南相馬市への帰還についてまだ判断がつかない、帰還しない理由」の全体データ¹⁹の上位5つを順番に挙げると、以下のとおりとなっている(乙B842・14頁)。

- 1 「医療環境に不安があるから」(45.9%)
- 2 「避難先の方が、生活便利性が高いから」(43.4%)
- 3 「すでに生活基盤ができているから」(40.5%)
- 4 「すでに恒久的住宅を取得したから」(38.5%)
- 5 「生活に必要な商業施設などが元に戻りそうにないから」(33.9%)

なお、「医療環境に不安があるから」(45.9%)という回答が「帰還についてまだ判断がつかない、帰還しない理由」の全体の最上位に位置しているが、本件事故以前より、福島県の医療提供体制は極めて厳しい状況にあるといわれており、その中でも、南相馬市が所在する相双地域は、特に医療資源が脆弱であることが指摘されていた。すなわち、相双地域においては、人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国平均及び福島県平均を大きく下回り、かつ、年々減少傾向にあるこ

¹⁹ 「まだ判断がつかない方」及び「戻らないと決めている方」の各調査結果の合算値であり、各調査結果と比べると上位5項目及びその順番に一部不一致が生じている。

と、救命救急センターが存在しないこと等、医療体制について多くの問題を抱えていた。（以上、【図２２】²⁰、乙Ｂ６７９・２～６頁、１１～１６頁、３０～３４頁等）



【図２２】人口１０万人あたりの医療施設従事医師数

一方、被告は、本件事故時に小高区に居住していた者に対しては、居住用不動産に対する財物賠償に加えて、住居確保費用（帰還先住居の建替え・修繕費用や移住先住居の再取得費用が居住用不動産に関する財物賠償の賠償金額を超えた場合に、実際に負担した費用と自宅住居の財物損害賠償額との差額の一定割合を追加的な費用として支払うもの）の賠償を行っている。移住の場合の住居確保費用の賠償上限額の算定においては、宅地に関し、福島県内の都市部で住宅を購入できるよう、福島県内都市部の標準宅地単価と従前の居住地の宅地単価との差を填補する算定方法を採用している。

以上を踏まえると、小高区への帰還が進まない背景には、生活の利便性や医療体

²⁰ 出典：乙Ｂ６７９・１５頁

制の充実度の高い避難先地域において、被告からの賠償金を原資に生活基盤を得たことに基づく避難者各自の判断があるという側面もあることは否定できないものと考えられる。このことは、上述した「理由」として挙げられている上位の5項目を確認してみても明らかである。

4 現在の小高区の状況

(1) 生活インフラ等

南相馬市を通過する主要道路の一つである常磐自動車道は、本件事故後の平成27年3月1日に浪江インターチェンジ～常磐富岡インターチェンジ間が開通したことによって全線が開通し、開通後の交通量も堅調に推移している（乙B949）。

小高区では、本件事故後、鉄道の再開が遅れたため、現在は自治体が運営する交通機関が普及しており、住居から商業施設や医療機関への送迎がなされるなど、鉄道以外の交通アクセスの利便性はむしろ向上している。

具体的には、南相馬市では、旧避難指示区域の小高区・原町区で生活する高齢者などの日常生活における不便解消に資するため、旧避難指示区域内の自宅と小高区・原町区内の商業施設や医療機関などを結ぶ乗り降り自由のジャンボタクシーが運行されている（乙B843）。ジャンボタクシーの運賃は、小高区内での乗り降りの場合乗車1回につき200円、小高区と原町区をまたいでの乗り降りの場合乗車1回につき500円、中学生以下は無料となっており、利用しやすい安価な料金設定となっている（乙B843）。また、福島県双葉郡浪江町では、町内及び南相馬市内の居住者の利便性向上のため、浪江町と南相馬市を結ぶ無料の循環バスが、小高駅・浪江駅（JR常磐線）間を週3日、各4便で運行されている（乙B844）。

小高区内では、本件事故前、2 病院、7 医科診療所、5 歯科診療所があったところ（乙B845・4 頁）、小高病院が避難指示解除前の平成26年4月23日から外来診療を再開した。小高病院では、再開以来、週3日が診療日と



され、非常勤医師1人、看護師2人の体制により、内科を中心とした初期診療が行われてきた。その後、平成27年7月からは週4日、平成28年4月からは週5日の診療が行われ、平成29年4月からは在宅医療も開始されている。（以上、乙B845、乙B846）その後、東日本大震災の地震被害の影響から、小高病院は、解体するための準備作業に入り、令和元年7月29日以降休院しているが、同年8月1日以降、南相馬市立総合病院附属小高診療所が小高病院での診療機能を引き継ぎ、現在も、4名の医師によって月曜日から金曜日まで診療が行われている（乙B846、乙B847）。

その他の病院等の状況についてであるが、平成31年4月1日時点で、小高病院、半谷医院、もんま整形外科医院、上町内科皮フ科クリニック、今村歯科・矯正歯科医院のほか2つの調剤薬局、5つの整骨院・整体院・鍼灸院、3つの介護老人福祉施設が再開又は新規営業している（乙B805）。

上記以外の病院等において診療が再開されていない理由については、全ての施設で本件地震による建物の損傷があったことも挙げられている（乙B845・4～5 頁）。

(2) 営農の状況

小高区においては、本件事故前から「農業基盤整備事業」（圃場²¹整備事業）の計画があり、本件事故により中断したものの、平成26年に再開された（乙B848・17頁）。南相馬市の農業生産基盤は、東日本大震災により、特に津波被災地は壊滅的な被害を受けたが、同圃場整備は現在も継続中であり、令和5年3月に公表された情報によると、小高区の整備面積の合計地は371.6ヘクタール²²に達している（乙B849・5頁）。

また、小高区では、農家や農業法人が生産基盤整備や農業用施設・農業機械等の導入にあたっての費用の援助として、「福島再生加速化交付金」を受けることができる（乙B848・17～18頁）。同交付金は、当該費用の全額を国が負担するものである（同18頁）。

この交付金は個人経営の農家は受けることができないが、個人経営の農家は、その代わりに、「原子力被災12市町村農業者支援事業」を利用することができる。同事業は、農業機械や設備の取得、家畜の導入、果樹改植等に係る費用の4分の3（上限は750万円又は2250万円）を補助するものである（以上、同18～19頁）。被告は行政の支援の有無にかかわらず農機具等についての財物価値の損害賠償を行っているから、4分の1の自己負担分が発生することが上記事業を利用することの障害になっているとは考えられない。実際にも、平成28年度は73者、平成29年度は266者、平成30年度は185者、令和元年度は123者、令和2年度は165者²³、令和3年度は99者、令和4年度は53

²¹ 圃場（ほじょう）とは、農作物を栽培するための場所のことであり、水田や畑（普通畑・樹園地・牧草地）などを包括する言葉である。また「圃場整備」とは、国や自治体が公共事業として行う、農道・耕地・用排水路の整備事業のことである。

²² 飯崎107.4ヘクタール+小高東部85.0ヘクタール+片草36.1ヘクタール+岡田32.1ヘクタール+井田川111.0ヘクタール=371.6ヘクタール（なお、井田川地区の整備面積には再エネ基地事業のための面積が含まれる）。

²³ 令和2年度以降は、「事業実施計画者数」ではなく「事業実施計画承認件数」として実績値が公表されている。

者が上記の原子力被災１２市町村農業者支援事業を利用している（乙Ｂ８５０～乙Ｂ８５６）。

さらに、他の行政の支援としては、「福島県営農再開支援事業」がある（乙Ｂ８４８）。同事業は、本件事故により避難を余儀なくされたり、作付制限が行われた地域の農業者に対し助成金を交付するもので、助成の対象は、除染後農地等の保全管理、除染後農地の地力回復対策、作付け・飼養実証、放射性物質の吸収抑制対策、農業用機械・施設のリース、家畜の導入支援等多岐にわたる（乙Ｂ８５７）。小高区の農業者も同事業を複数利用し交付金を受け取っており、数千万円単位の交付金を受け取っている農業者もいる（乙Ｂ８５８）。

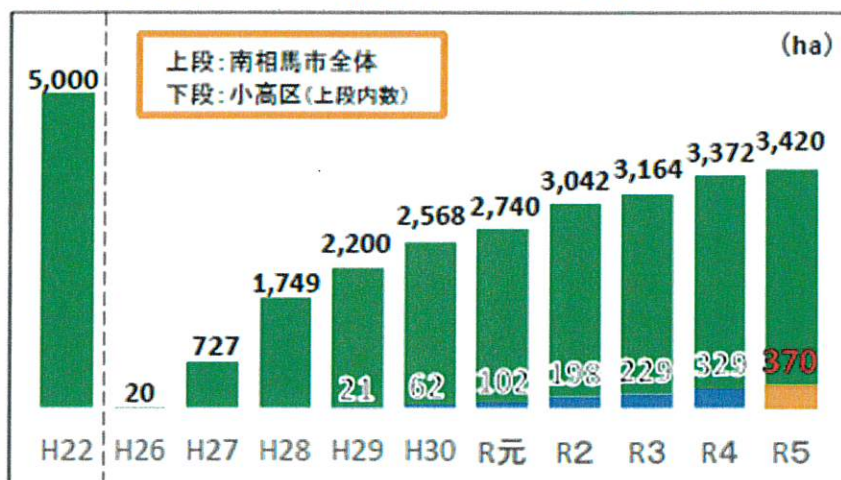
また、小高区内では、農業復興事業の一環として、これまで小高区で稼働していた大規模乾燥調製貯蔵施設の代替機能として従前個々の農業者が負担していた乾燥調製貯蔵作業を集約的に行うため、大規模乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）が約



２０．６億円かけて建設されており（平成３１年度に設計に着手、令和３年５月に完成。乙Ｂ８５９・４頁、乙Ｂ８６０、乙Ｂ８６１）、水稻作付面積４００ヘクタール分の総処理量を誇るこのカントリーエレベーターについて、ＪＡ復興対策室長は「営農再開区域の農業復興を担うシンボルとして期待している。小高区の農業再開、活性に向けて全力で取り組む。」と話している（乙Ｂ８６２）。こうした取組みも帰還者の営農実施を動機付けているのであり、このことは、小高区の水稲作付面積が増加し続けていること（カントリーエレベータの総処理量である水稻作付面積４００ヘクタールに迫っていること）からも明らかである。

南相馬市(小高区)

作付見込面積:370ha(前年産に比べ41ha増加の見込み)



(出典: 乙B680 令和5年3月30日付け「震災復興だより第40号」)

このように、小高区において営農を行おうとする者に対しては、営農実施に向けた重層的な支援策等が用意されている状況にあり、実際多くの者が上記で述べた各支援策を利用している。

このような充実した支援策等が用意されている状況下であっても営農をあきらめた者も一定数いるものと思われるが、先述のとおり、小高区を始め南相馬市では田畑についても本件津波による甚大な被害を受け、具体的には、南相馬市においては、40.8キロ平方メートル(4080ヘクタール)が本件津波による被害を受け(乙B804・13頁)、8400ヘクタールあった耕地の32.4%に相当する2722ヘクタール(うち田耕地2642ヘクタール、畑耕地80ヘクタール)が本件津波により浸水し、地域一帯に押し流された建物の瓦礫などの漂流物が山積し、排水機、排水樋門、遊水池等貯留施設、排水路、堤防等も機能しなくなり、もともと地盤が低いことも要因となり、長期にわたって水が引かない状況が続いたこと等に照らせば(乙B804・51頁)、本件事故によらず農業再開を断念した農家は少なくないと考えられる。

(3) 産業団地

小高区では、小高区における居住人口を増加させる取り組みと企業誘致等の推進の観点から、「小高復興産業団地（フロンティアパーク）整備事業」を進めており、「国際教育研究拠点との相乗効果が期待できる新たな産業を小高区に集積し、賑わいと雇用を創出。市内で最も大きな被害を受けた小高区に拠点を形成することにより、南相馬市のさらなる復興の推進を目指す。」としている（乙B863、乙B864・4頁）。



(4) 教育施設

ア 「小高産業技術高校」・「小高中学校」・「小高小学校」

福島県立小高産業技術高校が、平成29年4月11日、小高区内で開校し、同日時点の同校の在籍生徒総数は同日入学の1年生を含め503名である（乙B806）。

また、南相馬市立小高中学校及び同小高小学校が、平成29年4月から小高区内での授業を再開しており（乙B807・2～4頁）、小高中学校では、サッカー部、テニス部、陸上部などの屋外でのクラブ活動も活発に行われている（乙B808、乙B809）。



イ 「おだか認定こども園」

また、令和２年４月には、おだか認定こども園が開園し、４５名の園児が入園した（乙Ｂ８６５・５頁、乙Ｂ８６６）。

その後、同園の園児数は増加し、令和４年４月１日時点の園児数は合計７８名となっている（乙Ｂ８６６）。



(５) その他の商業・交流施設

本件事故時に小高区内に存在した合計４８９事業所の内２１１事業所が、避難指示解除前の平成２７年１０月１５日時点で事業を再開しており、そのうち４５の事業所が小高区内で事業を再開していた（乙Ｂ８６７・１１頁）。

ア 「小高交流センター」

平成３１年１月２６日、小高区復興拠点施設「小高交流センター」が開設された。小高交流センターは農産物の直売店（小高マルシェ）、喫茶店、食堂、子ども用の屋内遊び場、エクササイズエリア、ト



レーニングエリア、多目的室、起業家向けコワーキングスペースなどがある小高区民のための交流施設である（乙Ｂ８６８）。

小高交流センター内にある小高マルシェでは、小高区で農業を再開した帰還者が生産した朝採り野菜を中心に、地域の農産物や工芸品等を販売している（乙B 869、乙B 870）。



イ 「小高ストア」

「小高ストア」は、住民の利便性の向上や、避難者が帰還しやすい環境を構築することを目的に、平成30年12月6日にオープンした。小高ストアでは、生鮮食料品、総菜や日用雑貨などが販売されている（乙B 871、乙B 872）。



ウ 「小高区子どもの遊び場NIKOパーク」

「小高区子どもの遊び場NIKOパーク」は、令和3年4月3日にオープンした広さ1370平方メートルの屋内遊び場である。中には、子どもの遊び場の他、住民たちの交流スペースもあり、令和4年12月17日には「来場者5万人達成記念イベント」が



開催された。また、令和5年3月12日には、NHK「おかあさんと一緒」体操のよしお兄さんと一緒に体操をするイベントも開催された（乙B873、乙B874、乙B875、乙B876、乙B877）。



エ 「小高パイオニアヴィレッジ」

「小高パイオニアヴィレッジ」は、平成30年1月に完成した施設で、延べ床面積約280平方メートル、鉄骨造りの2階建てで、若手起業家向けのコワーキングスペースの他、簡易宿泊施設も備えている。「南相馬の小高区に若



い世代が続々と移住し起業 なぜ『住民ゼロの町』が『フロンティア』に」とのテーマでテレビニュースの取材を受けるなど、若手起業家が新規ビジネスを創造することで、小高区に賑わいをもたらしている（乙B878、乙B879）。

（6）小高区内の市民活動・交流の状況等

ア 避難指示準備区域の指定が解除された平成28年においては、同年10月15日、小高駅前通りにおいて、「おだか秋祭り」が開催された。投げ餅が催され、会場は大盛況だった（乙B880）。「おだか秋祭り」はその後も継続的に開催

されており、直近の令和4年も10月15日に著名な芸人（コウメ太夫さん）の爆笑お笑いライブや仮面ライダーギーツショーも行われた（乙B881）。

イ 平成29年1月4日、小高区にある相馬小高神社で、地元のとび職人たちが仕事中の安全や地域の復興を願い、新春恒例の「はしご乗り」を奉納し、集まった住民から大きな拍手が上がった（乙B882）。



ウ 平成29年7月29日から31日までの3日にわたり、相双地方最大級の祭りである、相馬野馬追が開催された。最終日には、小高区にある相馬小高神社で野間懸が行われるなどし、3日間を通して、約16万人の観客で賑わった（乙B810・2～6頁）。

エ 平成30年6月24日、小高区内で「小高大蛇伝説まちあるき」が開催された。「今年は、小高区4小学校・小高中学校・PTAの方々のご協力もあって、たくさん



の子どもたちが参加し、人数は過去最多の151名とな」るなど、多くの子どもたちが小高区内の自然に触れたりして、楽しんだ（乙B883）。

オ 令和4年8月13日、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり3年ぶりに開催された「おだか夏祭り2022」では、ステージで様々なパフォーマンスが披露され、会場に並んだ屋台では、かき氷や焼きそばなどが売られ、夜には来場者が盆踊りを楽しむなど多くの人々で賑わった（乙B884）。令和5年8月12日にも「おだか夏祭り」が開催され、前年同様、多くの人々で賑わった（乙B8

85)。



第4 緊急時避難準備区域指定解除後から、現在に至るまでの原町区の状況

1 政府による避難指示の状況

南相馬市は、本件原発から約10キロメートルないし40キロメートルの地点に位置する自治体であり、原町区²⁴は大部分が本件原発から20キロメートルないし30キロメートルに所在する（乙B804・17頁）。本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域の住民に対しては、平成23年3月15日、屋内退避指示が発出され（乙B15）、同年4月22日、屋内退避指示を解除

²⁴ 本件訴訟には南相馬市小高区に本件事故時の住所地を置く原告が2名（原告番号26及び同31）いるところ、原町区は南相馬市役所、常磐線原ノ町駅、あぶくま信用金庫本店、南相馬ジャスコ、ヨークタウン原町等が存在する南相馬市の中心部であり、原町区と小高区が南北に隣接した近距離の地域である（南相馬市は、北から鹿島区・原町区・小高区と並んでいる。）。よって、小高区住民も本件事故前及び避難指示解除後に日常的に原町区内の各施設を利用していると考えられるため、原町区の現況についても併せて明らかにする。

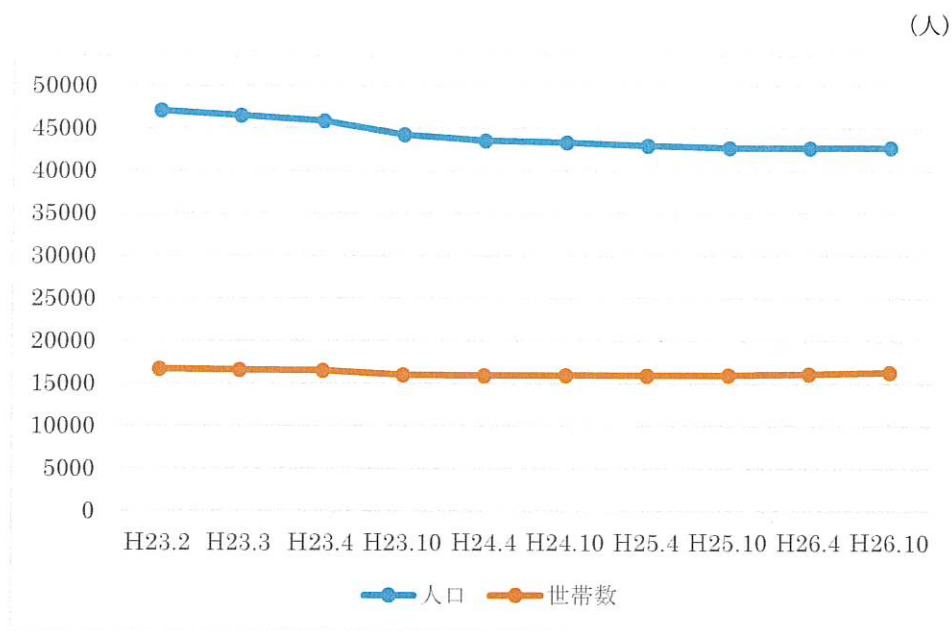
すると同時に、緊急時避難準備区域（区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことが求められる区域であり、滞在することはもとより、社会活動一般も可能な状態にあった）に指定され（乙B18）、同年9月30日に緊急時避難準備区域の指定が解除された（乙B19）。

2 除染作業の進捗状況・空間放射線量の状況

南相馬市内の除染の進捗状況・空間放射線量の状況については、第4の2において述べたとおりであるが、とりわけ原町区では平成23年11月5日までに、小中学校の表土除去事業が完了した（乙B886）。

3 人口の推移

原町区の人口は、平成23年2月は4万7050人であるのに対し、平成26年10月は4万2717人と、平成23年2月と比べて90.7%までの人口減少に過ぎず、先述のとおり南相馬市の人口は、平成7年以降年々減少していることや本件地震及び本件津波の影響で移転を余儀なくされた住民もいることを踏まえれば、少なくとも平成26年10月時点でほぼ事故前の人口水準に戻っていることがうかがえる（乙B887～乙B895）。また、平成28年7月31日時点において、原町区の旧緊急時避難準備区域では4万1748人が住民登録されているところ、実居住者は4万0365人、居住率96.69%に上っており、住民登録をしているほとんどの住民が、実際にも居住していることがうかがえる（乙B832）。



【図18】人口・世帯数の推移

4 現在の原町区の状況

(1) 生活インフラ等

ア 上下水道の状況について

本件地震後、原町区においては、沿岸部は津波被災のため水道施設が流出するとともに、地震による緊急遮断弁の作動により配水を停止し、一時全域で断水となった。その後、平成23年4月25日時点で津波被災地（概ね国道6号線の東側）以外の給水はほぼ可能な状況になった（乙B804・43頁）。

また、本件事故当初になされた乳児に対する水道水の摂取制限は、南相馬市においては平成23年3月30日に解除されており、その後水道水の摂取制限はなされていない（乙B804・78頁）。

平成23年10月から同年11月にかけて実施された旧緊急時避難準備区域における飲用の井戸水等地下水のモニタリング結果によれば、いずれの地点においても放射性物質は概ね不検出であり、放射性セシウムが検出された南相馬市の井戸水についても、摂取しても問題がない十分に安全なレベルとして設定された

摂取制限に関する指標を下回っていることが確認されている（乙Ｂ８９６）。

また、平成２４年６月から同年９月にかけて実施された飲料用井戸水放射性物質モニタリング調査の結果によれば、原町区の避難指示解除準備区域及び本件原発から２０キロメートル圏外の地域のいずれにおいても放射性物質は「不検出」となっている（乙Ｂ８９７・７頁）。

なお、原町区の下水道については、津波に被災した地域を含めて、平成２５年３月までに全ての復旧工事が完了している（乙Ｂ８９８）。

イ 電力供給の状況について

本件地震及び本件津波により、東北地方の広い地域で停電が発生したが、順次復旧し、平成２３年４月２８日には、津波等で公共的なインフラや家屋等が流失した地域を除く福島県の全ての地域で停電が解消し、電力供給が再開した（乙Ｂ８９９）。

したがって、南相馬市原町区においては、平成２３年４月２８日以降、電力供給を受けることに支障はなかった。

ウ ガス供給の状況について

本件地震及び本件津波による南相馬市におけるガスの供給停止は報告されていない（乙Ｂ９００）。

エ ガソリン等の燃料について

平成２３年４月１日に民間ベースでのガソリン供給が可能となった（乙Ｂ８０４・４１頁）。

オ ゴミ処理について

旧緊急時避難準備区域においては、本件事故直後から、同区域内の住居内で発

生したゴミの処理に関して一切の制限は生じていない（乙Ｂ９０１・４頁）。

カ 南相馬市役所の状況

南相馬市では、平成２３年３月１１日１５時に災害対策本部を設置し、その後は避難所対応に重きを置いていたが、同月２０日、市長は職員に対し、庁内の緊急体制を解き、通常業務に戻るよう指示した（乙Ｂ８０４・６１頁）。

南相馬市役所は、平成２３年３月２０日以降、原町区内の庁舎で通常どおりの業務を行っており、市民に対して行政サービスを提供している。

キ 公共交通機関の状況について

南相馬市においては、本件地震及び本件津波の影響で市内すべての公共交通機関が運休状態となったが、平成２３年３月末頃から随時臨時バスが運行を再開し、同年４月５日にはタクシー３社、運転代行１社が営業を再開、同月２２日にはバスの市内路線（５系統）が運行を再開した。

また、同月２７日にはバスの相馬・原町線の運行も再開されている。

さらに、同月には、原町・仙台線等、生活のためのバス路線が相次いで新設された（乙Ｂ８０４・４５頁）。

JＲ常磐線は平成２３年１２月２１日に相馬駅から原ノ町駅までの営業運転を再開している（乙Ｂ８０４・４５頁）。

その後、平成２８年７月１２日、JＲ常磐線は原ノ町駅から小高駅までの営業運転を再開し（乙Ｂ９０２）、さらに、平成２９年４月１日には、小高駅から浪江駅までの営業運転が再開されている（乙Ｂ９０３）。

なお、相馬駅から浜吉田（宮城県亘理町）駅間は平成２８年１２月１０日に運行再開し、小高駅から仙台駅間が接続され、さらに、令和２年３月１４日、富岡－浪江間で運転が再開され帰還困難区域を含む常磐線全線が開通した（乙Ｂ９０４、乙Ｂ４９４、乙Ｂ７６３）。

J R 東日本においては、原ノ町～竜田間の代行バスが平成 27 年 1 月から運行を開始していたが、常磐線全線が開通したことによって運転を廃止した（乙 B 8 1 2）。

ク 交通インフラの状況について

南相馬市の道路、橋梁等の交通インフラについては、本件地震及び本件津波により段差・崩落やがれきの散乱等の被害を受けたが、本件事故直後から順次復旧工事が進められた。

例えば、浜通り地域の主要な幹線道路である国道 6 号線については、がれきの撤去、道路補修が順次進められ、平成 23 年 5 月 9 日、本件原発から 20 キロメートル圏内を含め、磐城国道事務所原町維持出張所管内が全面通行可能となった（乙 B 9 0 5）。

常磐自動車道については、平成 24 年 4 月 8 日には、南相馬インターチェンジと相馬インターチェンジの間（14.4 キロメートル）が開通し（乙 B 9 0 6・14 頁、15 頁）、平成 27 年 3 月 1 日には、従前不通となっていた常磐富岡インターチェンジと浪江インターチェンジ間（14.3 キロメートル）が開通することにより、常磐自動車道が全線開通するに至っている。これにより、開通後 1 週間において、並行する一般道である国道 6 号線の交通量が最大で 3 割程度減少したとされており、交通の利便性が改善されていると考えられる（乙 B 9 0 7）。

ケ 医療機関の状況について

南相馬市原町区の医療機関については、本件事故後に急患等を除く通常診療を休止していた時期があったが、平成 23 年 3 月末頃までに原町中央産婦人科やマールイ眼科が診療を再開し、南相馬市立総合病院も同年 4 月 5 日に内科・外科の外来診療を開始した（乙 B 8 0 4・46 頁）。

また、平成 23 年 7 月には、南相馬市原町区に所在する 4 軒の医院及び 4 軒の

薬局が通常どおり診療・営業を再開していることがうかがわれる（乙Ｂ９０８・６頁）。

さらに、平成２３年８月には、原町保健センター（原町区小川町）において、南相馬市に住所のある方を対象として、総合健診が実施されており（乙Ｂ９０９・４頁）、同年１１月には、南相馬市立総合病院（原町区高見町）において、旧緊急時避難準備区域の解除に伴い、小児科の入院の受入れが再開されている（乙Ｂ９１０・９頁）。

その後、南相馬市原町区内において、平成２４年５月１日時点で、２９医療機関と１９歯科医療機関が診療を受け付けており（乙Ｂ８１３）、平成２７年９月１日時点で、３３医療機関と２３歯科医療機関が診療を受け付けている（乙Ｂ９１１）。

これらの医療機関に含まれる大町病院、小野田病院、鹿島厚生病院、雲雀ヶ丘病院及び南相馬市立総合病院には入院設備がある（乙Ｂ９１１）。

南相馬市立総合病院は、病床数２３０床（一般病床１７０床、救急病床１０床、リハビリ病床５０床）、２１の診療科（内科、消化器科、循環器科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、心臓血管外科、神経内科、呼吸器内科、腎臓内科、心療内科）を有する大規模な総合病院である（乙Ｂ８１４）。また、平成２９年２月には、同病院で脳卒中センターが開院した。病床数は１００床（急性期５０床、回復期５０床）あり、屋上にヘリポートを擁しドクターヘリによる脳血管疾患患者及び救急患者への迅速な対応が可能となるなど、相双地区における脳疾患対応等の中核を担っている（乙Ｂ９１２）。

（２）営農の状況

小高区と同様、原町区でも農地を復興基盤総合整備事業により再整備し、農業の再生と振興が図られている（乙Ｂ９１３）。

また、小高区と同じく、原町区でも、農業法人や集落営農組織が生産基盤整備や農業用施設・農業機械等の導入にあたっての費用の援助として、「福島再生加速化交付金」を受けることができる（乙B848・17～18頁、乙B914、乙B915・問6）。同交付金は、当該費用の全額を国が負担するものである（乙B848・18頁）。

この交付金は個人経営の農家は受けることができないが、個人経営の農家は、その代わりに、「原子力被災12市町村農業者支援事業」を利用することができる。

また、原町区内では、これまで個々の農業者が負担していた乾燥調製貯蔵作業を集約的に行うため、約20億円をかけて大規模乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）が建設されており（平成30年秋稼働開始。乙B916、乙B917）、営農実施を促進する取組みがなされている。



（３）産業団地

原町区内では、本件事故後、福島イノベーション・コーストの一環として復興工業団地が整備されている（乙B918）。

これらの産業団地では、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、福島復興再生特別措置法による課税の特例、ふくしま産業復興投資促進特区（税制上の特例）、南相馬市企業立地助成金、南相馬市雇用奨励助成金等の優遇制度が適用され、ロボコム・アンド・エフエイコム株式会社、株式会社アイリスプロダクト、株式会社テラ・ラボが入居している（乙B918）。

（４）教育施設

平成23年9月30日に緊急時避難準備区域の指定が解除されたことを踏まえ、原町区の小学校8校、中学校4校のうち、原町第一小学校、原町第三小学校、大甕小学校、原町第一中学校及び原町第二中学校は平成23年10月17日から、原町第二小学校、太田小学校及び高平小学校は本件地震の被害を受けた学校施設の修繕完了後の平成24年1月10日から自校授業を再開した。

そして、石神中学校、石神第一小学校、石神第二小学校及び原町第三中学校は、平成24年2月27日から自校での授業を再開している（乙B804・50頁）。

また、原町区には原町高校と相馬農業高校の2つの公立高校があるところ、原町高校は、本件事故後、県立相馬高校（相馬市）で授業を行っていたが、平成23年10月26日に自校での授業を再開し、相馬農業高校は、同年11月に自校での授業を再開している（乙B919）。なお、平成23年12月21日には、JR常磐線のうち原ノ町ー相馬間が運転を再開し、原ノ町駅のホームは通勤客や通学する学生の活気があふれていた（乙B920・20頁）。



さらに、南相馬市教育委員会は、市内の小中学校について、屋外活動時間を制限してきたが、除染の進捗に合わせ、平成24年4月以降当該制限は解除された（乙B921）。このように、南相馬市原町区の学校等は順次再開され、平成2

4年4月以降は屋外活動時間の制限もなされていない。

実際、平成24年度には南相馬市の小学校に288人、中学校に395人が入学している（乙B922・10～11頁）

また、南相馬市原町区内の幼稚園及び保育園については、平成24年度から、入園申込みの受付がされている（乙B923・1頁）。



（5）その他の商業・交流施設

ア 「南相馬ジャスモール」

南相馬ジャスモールは、平成21年7月に、原町区大木戸でオープンした敷地面積14万3500平方メートルを有するショッピングセンターであり、同施設から車で20分圏がその商圈とされている。震災後、同施設内のスーパーマーケットである「イオンスーパー南相馬店」は、平成23年5月6日に営業を再開しており、本件事故後2か月を待たずに原町区内での大店舗での商業活動も再開されている（以上、乙B815、乙B924）。

現在、南相馬ジャスモールでは、以下の表にある各テナントが営業をしている。

TSUTAYA南相馬店	書店	乙B925
トゥモア・エステサロン	エステサロン	乙B926
ダイソー南相馬ジャスモール店	雑貨店	乙B927
セントラル南相馬店	パチンコ店	乙B928
シュープラザ南相馬ジャスモール店	靴店	乙B929
ハニーズ南相馬店	衣料品店	乙B930
レディースファッション菊秀	衣料品店	乙B931

COPPER I 南相馬店	パン屋	乙 B 9 3 2
印ショップ北峰堂	印鑑屋	乙 B 9 3 3
イオンスーパー南相馬店	スーパーマーケット	乙 B 8 1 5

また、主要なテナントであるイオンスーパー南相馬店の店舗建物内では、地元産の野菜等が販売されているほか（乙 B 9 3 4）、不二家、ミスタードーナツ、たい夢、パン工場、宝介、カフェド・クレール（以上、飲食品店）、キュララ（雑貨店）、P E T E M O（ペット用品店）、カメラのシミズ（プリントショップ）、エスプールグローバル南相馬（行政代行サービス）、クリーニングマーティー（クリーニング店）、ペットプラザフレンジィ（ペットショップ）、サロン・ド・フレンジィ（ペット美容店）、コインランドリーアクア（コインランドリー店）、H a i r D e s i g n S U N（美容室）、カーピット（カーメンテナンス店）、住まいの市場 S U M A . 1（新築・リフォームのショールーム）、モーリーファンタジー（室内遊園地）といった専門店も営業している（乙 B 9 3 5）。

イ 「道の駅南相馬」

「道の駅南相馬」は、平成 1 9 年 1 0 月（乙 B 9 3 6）にオープンした飲食店・物販店を備えるサービスエリアである。

「道の駅南相馬」は、南相馬市を南北に縦断し、南相馬市立総合病院のほか、各種の商業施設が営業をしている国道 6 号線沿いに位置している。

「道の駅南相馬」は、震災後 3 か月弱が経過した平成 2 3 年 5 月 2 9 日には復興支援のイベントが開かれ、同年 6 月 1 日には営業再開しており、今日に至るものであり（乙 B 9 3 7）、震災発生後速やかに営業再開がされている施設の一例である。

現在、「道の駅南相馬」には、飲食施設（「レストランさくら亭」）、地元の特産品、土産品、農作物等を取扱う物産館（「物産販売所のまおい市場」、下記写真）、イベントスペース（ホール（イベントプラザ）、調理実習室、ギャラリー

一) 等の施設が備えられており(乙B816)、各種イベントの開催場所ともなっている(乙B938・19頁、乙B939～乙B941)。



ウ 「わんぱくキッズ広場」

わんぱくキッズ広場(下記写真(乙B942)は、平成26年10月21日頃に撮影された様子である。)は、震災後の平成26年3月30日に、国道6号線沿いにある高見公園の一角で新規に開設された児童施設である。現在、当該施設には、ふわふわドーム、ザイルクライミング、クリフクライマー、ミスト水の噴霧等の設備が備えられている(乙B943)。



また、高見公園には、たくさんの遊具があるほか、じゃぶじゃぶ池という人工池があり、夏場には子供たちが水遊びを楽しむことができる(下記写真(乙B944)は、平成25年7月21日頃に撮影された様子である。))。



(6) 原町区内の市民活動・交流の状況等

ア 平成21年12月に開館した南相馬市立中央図書館は、本件事故後に一時休館したが、平成23年8月9日には再開し、開放的なつくりや様々な読書スペース、カフェ等を備えた魅力的な図書空間を市民に提供している（乙B804、乙B804・110頁）。

同図書館では、緊急時避難準備区域の指定解除前の平成23年9月18日に「図書館 愛のコンサート」が開かれ、100人を超えるクラシック愛好者や図書館で読書をする市民らが演奏を楽しんでおり（乙B817）、同年12月11日には、開館2周年を祝うイベントが開かれ、約150人が来場して民話や合唱を楽しむなど賑わいを見せている（乙B818）。



イ また、平成24年1月8日には、南相馬市民文化会館において南相馬市成人式が行われ、748人の新成人が出席している（乙B945・2～3頁）。



ウ 平成24年7月14日には、除染作業が完了して南相馬市の市民プールがオープンするとともに、同月中には2年ぶりに南相馬市内の小・中学校でプールの授業が再開されている（乙B946・12頁）。



エ 平成24年8月には南相馬市の各地で夏祭りや盆踊り大会が行われ、子供も多数参加している（乙B947・10～11頁）。



オ 平成24年12月には、雲雀ヶ原陸上競技場において、「野馬追の里健康マラソン大会」が行われ、2367人ものランナーが参加している（乙B948・6頁、乙B897・1頁、乙B934・16頁）。



第5 結語

以上のとおり、南相馬市においては、本件地震や本件津波による甚大な被害もあった中で、本件事故後の時間経過とともに除染が進み、空間放射線量も十分に低減し、原町区のほとんどの地域は平成23年9月に緊急時避難準備区域指定が解除され、小高区においても平成28年7月12日に一部地域を除いて避難指示が解除されるに至っている。

本件事故時に南相馬市に居住していた市民の中には、避難先の隣接自治体や都市部において新たな生活基盤やコミュニティを形成し、南相馬市に戻らない者もいるが、帰還して生活を再建している住民も相当数に上っている。

本準備書面で述べたように、南相馬市では現在に至るまで活発な社会経済活動が行われており、相当数の住民が現に平穏に生活を営んでおり、平穏な生活を営むことができる環境にあることからすれば、原告らが本件事故の放射線の作用によって現在も避難継続を余儀なくされているか又は帰還し得ない状況にあるなどとはいえないことは客観的に明らかであり、その基礎となる事実を欠くというべきである。なお、第1で説明したように、本件事故がなくても南相馬市は人口減少や高齢化が予想され、医療機関の不足等が問題となっていたのであり、その中で、上記のとおり、南相馬市に帰還して生活を再建している住民も相当数に上っていることにも注目するべきである。

原告らの本訴請求については、このような避難指示解除後の南相馬市の実情、現状を踏まえて判断されるべきである。

以 上